

第5期 雲南市農業委員会第21回総会議事録

1. 日 時 平成28年3月25日(金) 13:30~16:30

2. 場 所 市役所 全員協議会室

3. 出席委員(30名)

1番 渡部洋一	2番 高尾茂通	3番 岡田康弘	4番 竹内 勉
5番 片寄健治	6番 日野一夫	7番 鳥谷悦雄	8番 高橋敬二
10番 周藤寛洲	11番 藤原修至	12番 橋本 博	13番 松原利廣
14番 高田 耕	15番 青木征温	16番 内部武雄	19番 白築美雄
21番 嘉本輝雄	22番 渡部満憲	23番 鶴原能也	24番 廣澤幸博
26番 岡田 伸	27番 持田明典	28番 川上蘆求	29番 山本裕子
32番 小田久義	33番 藤原 好	34番 山本博子	35番 宇都宮敏章
36番 石橋義明	37番 加藤一郎		

4. 欠席委員(7名)

9番 永井尚二	17番 柳原昌広	18番 白築 進
20番 中西康一	25番 錦織邦男	30番 高島幹雄
31番 陶山直利		

遅刻届出委員(0名)

5. 事務局又は説明者

事務局長 杉原律雄	統括主幹 女鹿田比文
主 幹 高橋知恵美	副主幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第119号 雲南市農業再生協議会委員の選出について
- ・議第120号 雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出について
- ・議第121号 雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について
- ・議第122号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第123号 農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の資格認定について
- ・議第124号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第125号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について
- ・議第126号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第127号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第128号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について

- ・議第129号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議題130号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について
- ・議第131号 雲南市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について
- ・議第132号 市長権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
- ・議第133号 雲南市農業委員会規程の一部を改正する規定について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりました。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。
議 長	ただ今の出席委員は30名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第21回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。
議 長	日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、5番片寄健治委員、6番日野一夫委員を指名します。
議 長	日程第2、諸報告を行います。
議 長	次に、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の返還通知の受理について ・合意解約届出（農地法第18条第6項通知） ・田畑転換届出の受理について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第32条第1号）届出書（農業用施設用地転用届出）の受理について ・公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出の受理について ・会議等の予定について
議 長	事務局及から諸報告について説明がありましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。

発信者	議 事 録 要 旨
	(無しの声あり)
議 長	以上で質疑を終わります。
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p> <p>それでは最初に、「議第119号雲南市農業再生協議会総会委員の選出について」、「議第120号雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出について」、「議第121号雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について」を一括上程し、議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>初めに、議案書9ページをご覧ください。「第119号雲南市農業再生協議会委員の選出について」です。雲南市農業再生協議会委員の選出について、これまで組織代表として加藤会長が委員として選出されております。現在の任期は、平成28年3月31日までです。これからの任期は、平成28年4月1日からの2年間です。</p> <p>次に、議案書10ページをご覧ください。「議第120号雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出について」です。農政委員会より、各町から1名選出されておまして、現在の任期は、平成28年3月31日までです。これからの任期は、平成28年4月1日からの2年間です。現在の委員は、大東町は渡部満憲委員、加茂町は日野一夫委員、木次町は松原利廣委員、三刀屋町は片寄健治委員、吉田町は竹内勉委員、掛合町は岡田康弘委員です。</p> <p>次に、議案書10ページをご覧ください。「議第121号雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について」です。会長、会長職務代理者及び地域農業対策委員会より各町1名選出されておまして、現委員の任期は、平成28年3月31日までです。今度の任期は、平成28年4月1日からの1年間であります。現在の委員は、加藤一郎会長、石橋義明会長職務代理者、大東町が藤原修至委員、加茂町が青木征温委員、木次町が廣澤幸博委員、三刀屋町が小田久義委員、吉田町が白築進委員、掛合町が藤原好委員です。</p>
議 長	ここで、先般の運営委員会でご協議をいただきましたので、運営委員会委員長よりご報告をお願いします。
16番	<p>16番〇〇です。先般の運営委員会では議第119号からの議第121号の人事案件について検討しました結果、農業委員の任期期間中の委員選出については、現在の委員に留任いただき引き続きお願いしたいとの意見もありました。これまで、任期期間中は特別の理由がない限りは引き続きお願いする形がとられているところです。先ほど事務局から現在の委員の発表がありましたが、皆さん方のご賛同がえられれば大変でしょうが引き続き任期いっぱいそれぞれの委員にお務めいただければということでございます。よろしく申し上げます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありました。また、運営委員会委員長からご提案がありました。</p> <p>皆さん方、留任ということによろしいですか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、「議第119号雲南市農業再生協議会総会委員の選出について」、「議第120号雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出について」、「議第121号雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について」は、提案のとおり留任ということで決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第122号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」を議題とします。</p>
議 長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページをご覧ください。「議第122号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」説明します。議案書は13ページから21ページです。図面は1ページから61ページです。</p> <p>今回は、〇〇町〇〇の〇〇自治会では現在土地改良をされ、農業生産法人設立の準備を進めておられます。そうしたことから、現状にあわせる中での農地の整理をしたいたとの相談が農林振興課からありまして非農地通知をすることとなったところです。</p> <p>初めに資料2の1ページをご覧ください。1ページの3にありますように、1月から2月にかけて農業委員さん、地元代表者と対象農地の協議を行い、「農地・非農地の判断対象地リスト」を作成しました。これをもとに、農林振興課などと事前協議、確認を行いました。</p> <p>その後、3月上旬に〇〇農業委員、〇〇農業委員さん、地元代表者の方と対象地の現地を事務局と複数で現地確認を行いました。非農地の判断理由は、2ページの5。</p> <p>【参考：非農地の判断理由】農地法の運用第4(3)をご覧ください。「(ア)その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。(イ)(ア)以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」の2点です。</p> <p>そして、現地確認で、山林、原野の非農地と農地とに区分しました。非農地区分した農地については、事前通知書を持参して所有者に説明いただき、同意書を取っていただきました。</p> <p>その結果、1ページの上段の表にありますように、20人の124筆、面積94,930㎡について、今回の総会で非農地判断の審議をいただきます。非農地判断し承認いただいたものについては、所有者へ非農地通知書を送付します。また、市長部局、県、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>法務局へは非農地通知一覧を送付することとなります。</p> <p>それでは、議案書の13ページから17ページをご覧ください。たくさんありますので一つひとつ説明はしませんが、例えば、議案書13ページの番号1番の上をご覧ください。所在は〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・田、現況・山林、面積は896㎡で農振区分は農用外です。所有者は□□□□さんです。所有者の意向は非農地、判断の理由は先ほど説明しました資料1の農地法の運用でありまして、この案件の地番は農地法の運用第4(3)アです。その後の状況は山林です。この案件の図面は59ページ、写真は60ページの1番上でして、「議第122号農地法第2条-1」と記載してあります。番号1番は外12筆で、面積は合計で8,709㎡です。以下省略させていただきます。</p> <p>〇〇町〇〇の□□自治会内の土地は、今後3年後から地籍調査が行われる計画がありますので、地目変更登記は行わないこととなっております。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第122号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」は、提案のとおり非農地として承認することにご異議ございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	(無しの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第122号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」は、提案のとおり非農地として承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第123号農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の資格認定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
農林振 興課	<p>農林振興の〇〇です。議第123号について説明させていただきます。議案書22ページから資料を添付しております。ご覧ください。</p> <p>今般、市内において二つの農事組合法人が設立され、今後の利用権設定等におきま す認可に必要となるため、農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の資格認定 を農業委員会にお諮りするものでございます。</p> <p>今般設立された法人ですが、まず一つ目が、〇〇町〇〇地区の□□集落の農事組 合法人□□でございます。先月2月13日に設立総会を開催され、組合員の出席のもと 立ち上げられたところですが、元々、特定農業団体として活動されておりましたが、農 業生産の共同化と効率的な生産コストの低減などを図り、組合員の共同利益の増進と 集落の農地維持を目的に法人化されております。</p> <p>法人の内容でございますが、資料23ページから事業計画書を添付しておりますが、 資料25ページに組合員の資料を添付しております、組合員30名、26ページに役 員名簿を添付しております、理事4名と監事2名の役員体制であります。役員名簿の 1番目の〇〇さんが代表理事であります。27ページから経営計画を添付してしま すが、現在作業受託している農地を徐々に利用権設定を予定されながら集積される予 定であります。30ページに別紙として農業生産法人の要件にかかる事項を添付して おります。最後に32ページに登記事項証明の写しを添付しております。法人の登記 は2月18日でございます。</p> <p>次に、2つ目でございますが、〇〇町〇〇地区において、農事組合法人□□が設立 されました。先月2月21日に設立総会を開催され、組合員の出席のもと立ち上げら れたところですが、この法人は、これまで認定農業者として経営をされておりました△ △△さんを中心に設立された法人となっております。基本的に△△さんの経営を 法人に移行し、今後の組合員の利益増進を目的として法人化されております。</p> <p>法人の内容でございますが、34ページからご覧ください。事業計画書を添付して おりますが、36ページに組合員名簿と役員名簿を添付しております。組合員は3名、 このうち代表理事1名となっております、△△さんが代表理事であります。経営計画書に つきましては、37ページからの事業計画書をご覧ください。水稻のほか、主に繁殖 和牛の畜産がメインの経営となっております。41ページに別紙として農業生産法人 の要件にかかる事項を添付しております。最後の42ページに登記事項証明の写しを 添付しております。法人の登記は2月24日でございます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
農林振興課	<p>法人の説明は以上です。</p> <p>次に、お諮りする農業生産法人の認可について説明しますが、要件が4つございます。1点目は、法人形態要件、2点目に、主たる事業が農業と関連するものとする事業要件、3点目に構成員要件でありまして、農業の常時従事者、農地の権利提供者又は当該農事組合法人から作業受託等の役務の提供を受ける者となります。最後4点目が、業務執行役員要件となり、理事の過半が年間150日又は60日の農業又は農作業に従事しなければならないというものでございます。</p> <p>今般、設立されました2法人につきましては、いずれの要件も満たしていると判断し、資格を有するものとして認可をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今農林振興課から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第123号農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の資格認定について」は、提案のとおり了承として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第123号農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の資格認定について」は、提案のとおり了承として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第124号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書44ページをご覧ください。「議第124号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で面積は435㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さんと〇〇郡〇〇町</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>の□□□□さん、二分の一ずつの共有の物件です。申請事由は、「遠方に居住しており耕作が困難なため」ということです。譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんで本農地の直近に居住され上下側の農地の耕作者でもあります。申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。これまでも管理をされており譲渡人の要望でもあり無償ということですが、確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、外1筆、地目は登記簿・現況とも畑2筆で面積は合計で1,303㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、土地管理、耕作が出来ないため譲り渡す」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。持ち分が二分の一の部分について譲り渡すものです。もう二分の一の部分は相続がされており登記も難しいということ、また農地があることも知らなかったということで相続人の方からは引き続き耕作されて構わないという話があるとのこと。これまでも実質的に□□さんが管理をされていたもので、今回の所有権移転についても二分の一の所有権であることを理解されたうえで取得されるものです。農地を処分したいという意向により土地代は無償ということ、確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△他5筆、地目は登記簿・現況とも田が3筆、登記簿・現況とも畑が3筆、面積は合計で3,659㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10a当たり150,000円で確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で面積は2,420㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢となり土地の管理ができないため譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を借り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10a当たり487,000円で確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△外5筆、地目は登記簿・現況とも田で面積は合計で3,167㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「農業経営を縮小するため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を借り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10a当たり100,000円で確認は〇〇委員です。</p> <p>以上、本件については「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>「議第124号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>「議第124号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第104号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書48ページ「議第125号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の認定について」説明します。</p> <p>議案書50ページ及び資料No.3をご覧ください。議案上程の理由は、空き家付農地について、指定追加の事案が発生したためです。議案書50ページの別表2、農地法施行規則第17条第2項の適用につきまして、新たに〇〇町〇〇△△-△、△△-△、△△-△、△△-△の4筆を加え、計41筆を区域としたいと考えております。対象物件の詳細は資料No.3、3ページをご覧ください。</p> <p>承認を得ることができましたら、平成28年3月25日告示といたします。また、変更後の空き家付対象物件は資料No.3の1ページのとおり、10物件から11物件となります。</p> <p>以上の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第125号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>「議第125号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」は、提案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第126号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書51ページをご覧ください。「議第126号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」説明します。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・田、現況・雑種地、面積は508㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は農業用施設で、倉庫と車庫それぞれ1棟を建築されます。転用理由は、「農業規模拡大のため、申請地を転用し倉庫1棟と車庫1棟及び資材置場を建築する」ということです。始末書が提出されており「平成20年4月に建設し利用してきた」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は2筆とも登記簿・現況ともに田、面積は合計で39㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で、墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「現在の墓地は山の中腹にあり一部崩壊の危険もあるため申請地に移転する」ということです。平成28年2月26日に農用地除外の許可があり、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・畑、現況・墓地、面積は7.87㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>を建設されます。転用理由は、「現在、墓地が山中にあるので、管理、墓参りが不便なため、住宅に近い申請地に移転したい」ということです。始末書が提出されており「平成27年11月に墓地を設置してしまった」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>以上、3件の申請についてご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p>
15番	<p>15番〇〇です。申請番号1番についてです。農地パトロールの時に倉庫になっていることがわかり、本人に会いまして話しをしました。数年経過し今回手続きされた次第です。再三の注意を受けながら遅くなりすみませんでしたとのこと。ご審議よろしくをお願いします。</p>
28番	<p>28番〇〇です。申請番号3番についてです。家の事は両親がほとんどやっていることもありまして、申請地は山林とっておられました。現地へ行ってみましたらほとんど出来上がっていきまして、至急手続きをされました。農地法の認識もなく大変申し訳なかったとのこと。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第126号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	よって、「議第126号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。
議 長	次に、「議第127号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書53ページをご覧ください。「議第127号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は154㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画3台分を建設されます。転用理由は、「現在、居住している駐車場が1台しかなく狭いので家族用1台、来客用2台を増設するため」ということです。平成28年2月26日に農用地除外の許可が出ており、土地代は10アール当り9,740,000円、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>以上1件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>先ほど事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	討論なしと認めます。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第127号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第127号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第128号農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>55ページをご覧ください。「議第128号農地転用事業計画変更申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は475㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△代表取締役△△△△さんです。転用目的は資材置場で、バリケード20脚、セフィティコーン200個、鉄板50枚を設置されます。確認は〇〇委員さんです。変更前の転用目的は従業員宿舎で、許可日は昭和59年7月19日です。計画通り事業を遂行できない理由として、公共事業が年々減少し、従業員も減り宿舎が不要となったため、資材置場として利用されます。</p> <p>以上1件の案件ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>先ほど事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第128号農地転用事業計画変更申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	よって、「議第128号農地転用事業計画変更申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。
議 長	それでは次に、「議題129号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
議 長	<p>議案書57ページ「議第129号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。</p> <p>今回の案件は大東町28件、加茂町14件、木次町4件、三刀屋町14件、吉田町23件、掛合町1件の計84件申請されております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。</p> <p>また、「議事参与の制限」に該当する申請番号1番、申請番号12番、申請番号50番の案件がございますので、協議の際「議事参与の制限」にご配慮ください。</p>
議 長	<p>概ね10分ぐらいでお願いいたしたいと思います。暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	再開します。
議 長	<p>先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を各町より発表していただきます。</p> <p>最初に、議事参与に係る案件であります申請番号1番、申請番号12番、申請番号50番を除く案件についてご審議いただきます。</p> <p>〇〇町より順次発表をお願いします。</p>
10番	10番□□です。〇〇町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
6番	6番□□です。〇〇町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
24番	24番□□です。〇〇町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
28番	28番□□です。〇〇町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。

発信者	議 事 録 要 旨
4 番	4 番□□です。〇〇町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
3 番	3 番□□です。〇〇町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	<p>ただいま各町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	討論なしと認めます。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第 1 2 9 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号 1 番、申請番号 1 2 番、申請番号 5 0 番を除く案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第 9 0 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号 1 番、申請番号 1 2 番、申請番号 5 0 番を除く案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議事参与の制限」に該当する申請番号 1 番の案件についてのみ審議いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第 1 0 条「議事参与の制限」により、〇〇番□□委員にはご退席願います。</p> <p>(□□委員 退席)</p>
議 長	申請番号 1 番についてご協議いただいた結果を〇〇町より発表をお願いします。
1 0 番	1 0 番□□です。〇〇町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	ただいま〇〇町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。

発信者	議 事 録 要 旨
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論なしと認めます。
議 長	お諮りいたします。
	「議第129号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号1番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって「議第129号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号1番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。 〇〇番□□委員には着席いただきます。
	(□□委員 着席)
議 長	次に、「議事参与の制限」に該当する申請番号12番の案件についてのみ審議いたします。 雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、〇〇番□□委員にはご退席願います。
	(□□委員 退席)
議 長	申請番号12番番についてご協議いただいた結果を〇〇町より発表をお願いします。
10番	10番□□です。〇〇町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	ただいま〇〇町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。

発信者	議 事 録 要 旨
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論なしと認めます。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第129号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号12番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p>
	(無しの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって「議第129号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号12番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。</p> <p>〇〇番□□委員には着席いただきます。</p> <p>(□□委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、「議事参与の制限」に該当する申請番号50番の案件についてのみ審議いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、〇〇番□□委員にはご退席願います。</p> <p>(□□委員 退席)</p>
議 長	申請番号50番についてご協議いただいた結果を〇〇町より発表をお願いします。
28番	28番□□です。〇〇町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	<p>ただいま〇〇町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	討論なしと認めます。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第129号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号50番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって「議第129号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号50番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。</p> <p>〇〇番□□委員には着席いただきます。</p> <p>(□□委員 着席)</p>
議 長	次に、「議第130号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2規定による意見聴取に対する意見決定について」を議題とします。農林振興課より説明を求めます。
農林振興課	<p>農林振興課の〇〇です。本日は、除外申請ということで、〇〇町7件、〇〇町3件、〇〇町1件、〇〇町5件、〇〇町1件、〇〇町5件、合計22件について説明させていただきます。</p> <p>また、今回追認は、〇〇町で進入路が1件、〇〇町植林が1件の2件となっております。</p> <p>1つずつ説明はしますが、墓地、合併浄化槽に係る案件につきましては時間の都合上詳しい説明は省略させていただきますのでよろしくお願いします。</p> <p>まず〇〇町ですが、資料6ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、事業計画者は宗教法人□□□、申請地は〇〇△△-△、地目は畑、面積は114㎡で墓地の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は10、11ページです。この案件は、墓地を必要とする檀家からの強い要請に</p>

発信者	議 事 録 要 旨
農林振興課	<p>より墓地を設置したいとの案件です。</p> <p>次に整理番号2番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△ - △、地目は畑、面積は182㎡で駐車場の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は12、13ページです。この案件は、神社参拝者用駐車場の確保する案件です。</p> <p>次に整理番号3番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△ - △、地目は田、面積は632㎡で居宅新築及び車庫の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は14、15ページです。</p> <p>次に整理番号4番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△ - △、地目は田、面積は770㎡の内400㎡で居宅新築及び車庫の案件です。1種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は16、17ページです。</p> <p>次に整理番号5番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△ - △、地目は畑、面積は1319㎡で居宅新築の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は18、19ページです。</p> <p>次に整理番号6番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△ - △、地目は畑、面積は9.92㎡で墓地の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は20ページです。</p> <p>次に整理番号7番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△ - △、地目は畑、面積は346㎡内10㎡で墓地の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は21ページです。</p> <p>続きまして○○町ですが、資料27ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△ - △、地目は畑、面積は209㎡の内28㎡で墓地及び管理地の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は30、31ページです。</p> <p>次に整理番号2番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△ - △、地目は田、面積は239㎡で物置小屋及び駐車場の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は32、33ページです。</p> <p>次に整理番号3番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△ - △、地目は田、面積は549㎡で個人住宅及び駐車場の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は34、35ページです。</p> <p>続きまして○○町ですが、資料51ページからご覧ください。</p> <p>整理番号1番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△ - △、地目は田、面積は2662㎡のうち690㎡で個人住宅及び駐車場及び墓地の案件です。1種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は54、55ページです。</p> <p>次に整理番号2番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△ - △、地目は畑、面積は446㎡で植林の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は56、57ページです。現在人手不足で耕作できず荒廃している為、植林される案件です。</p> <p>次に整理番号3番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△ - △、地目は畑、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
農林振興課	<p>面積は 352 m²の内 100 m²で駐車場の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 58、59 ページです。</p> <p>次に整理番号 4 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△ - △、地目は田、面積は 1510 m²の内 657 m²で個人住宅の案件です。1種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 60、61 ページです。</p> <p>次に整理番号 5 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△ - △、地目は畑、面積は 553 m²の内 10 m²で墓地の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 62 ページです。</p> <p>続きまして〇〇町ですが、資料 68 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△ - △、△△ - △、△△ - △、地目は畑、面積は 149 m²、659 m²、123 m²で植林の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 71、72 ページです。</p> <p>続きまして〇〇町ですが、資料 78 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△ - △、地目は畑、面積は 873 m²の内 10 m²で墓地の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 81 ページです。</p> <p>次に整理番号 2 番、事業計画者は□□□□、申請地は〇〇△△ - △、地目は田、面積は 659 m²の内 6 m²で合併浄化槽の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 82 ページです。</p> <p>次に整理番号 3 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△ - △、地目は田、面積は 932 m²の内 10 m²で墓地の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 83 ページです。</p> <p>次に整理番号 4 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△ - △、地目は田、面積は 516 m²の内 200 m²で駐車場の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 84、85 ページです。</p> <p>次に整理番号 5 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△ - △、地目は田、面積は 243 m²の内 10 m²で墓地の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 86 ページです。</p> <p>〇〇町ですが、農業振興地域整備計画変更理由書の 40、41 ページがないものもあるようですので用意してきます。大変申し訳ございません。</p>
議 長	<p>暫時休憩とします。</p>
議 長	<p>再開します。</p>
農林振興課	<p>大変失礼しました。</p> <p>〇〇町ですが、資料 41 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△ - △、地目は畑、面積は 158 m²で進入路の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図</p>

発信者	議 事 録 要 旨
農林振 興課	<p>面は44、45ページです。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今農林振興課から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第130号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2規定による意見聴取に対する意見決定について」は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第130号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2規定による意見聴取に対する意見決定について」は、提案のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、規則の改正等を一括上程します。「議第131号雲南市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について」、「議第132号市長権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」、「議第133号雲南市農業委員会規程の一部を改正する規定について」を一括上程し、議題といたします。</p>
事務局	<p>議第131号「雲南市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について」、議第132号「市長権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」、議第133号「雲南市農業委員会規程の一部を改正する規定について」を一括説明します。いずれも農業委員会等に関する法律の改正に伴う条例によるものです。</p> <p>96ページをご覧ください。「議第131号雲南市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について」です。雲南市農業委員会会議規則を次のように改正す</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>る。第5条ただし書中「第24条第1項」を「第31条第1項」に改める。ご承認いただければこの規則は、平成28年4月1日から施行となります。詳細は新旧対照表をご覧ください。</p> <p>次に、99ページをご覧ください。「議第132号市長権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」です。市長権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則を次のように改正する。別表第2中「第21条」を「第27条」に改める。ご承認いただければこの規則は、平成28年4月1日から施行となります。詳細は新旧対照表をご覧ください。</p> <p>次に、103ページをご覧ください。「議第133号雲南市農業委員会規程の一部を改正する規定について」です。雲南市農業委員会規程を次のように改正する。第2条第2号中「第20条第3項」を「第26条第3項」に改める。第4条第3号中「第6条第2項第3号」を「第6条第2項第1号」に改め、同条第4号を削る。第12条見出し中「証票」を「証明書」に改める。第12条中「証票」を「証明書」に改める。「証票」から「証明書」への改めですが、106、107ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律第29条を第35条に改めるものですが、特に下線の箇所について同条第1項中「行う」を「遂行する」に、「耕作者」を「農業者」に、「関係人」を「関係者」に、委員の後に「推進委員」を、「事」を「こと」に改める。同条第2項中「立ち入り」を「立入」に、委員の後に「推進委員」を、「証票」を「証明書」に、「呈示」を「提示」に改める。ご承認いただければこの規則は、平成28年4月1日から施行となります。詳細は新旧対照表をご覧ください。</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p>
16番	<p>法律で決まったことを審議しなければいけないのですか。</p>
議 長	<p>手順を踏まえて承認を受けなければならないからです。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第 1 3 1 号雲南市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について」、「議第 1 3 2 号市長権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」、「議第 1 3 3 号雲南市農業委員会規程の一部を改正する規定について」は、提案のとおり改正することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第 1 3 1 号雲南市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について」、「議第 1 3 2 号市長権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」、「議第 1 3 3 号雲南市農業委員会規程の一部を改正する規定について」は、提案のとおり改正することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会いたします。</p>
事務局	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席願います。</p>
事務局	<p>次にその他事項に入ります。</p> <p>【その他事項】</p> <p>(1) 利用権設定の終期通知について</p> <p>(2) 平成 2 8 年度農地利用状況調査について</p> <p>(3) 農業委員会組織・制度改正について</p> <p>(4) 平成 2 7 年度農業委員活動記録カードの提出について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長

署名委員

署名委員
